

(案)

岡 賃 審 第 号
令和5年8月7日

岡山労働局長
成毛 節 殿

岡山地方最低賃金審議会
会長 益田 佐和子

岡山県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月4日付け岡労発基0704第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータと比較したところ、令和4年10月1日発効の岡山県最低賃金（時間額892円）は令和3年度の岡山県の生活保護水準を下回っていなかった。

なお、中央最低賃金審議会に対して、目安制度の在り方に関する全員協議会報告（平成29年3月28日中央最低賃金審議会了承）の記の3（2）の「地方最低賃金審議会に対して目安の合理的な根拠を示すための努力など目安への信頼感を確保するための取組を一層進めていくことが必要である。」を十分に踏まえた納得感のある目安の審議を強く求める。

また、岡山県最低賃金専門部会において、地域の実態を反映した独自性が発揮できる審議運営を強く求める。

岡山県最低賃金専門部会の共通認識として、政府等に対し、下請取引適正化の更なる監視強化や、中小企業・小規模事業場が継続的に賃上げしやすい環境整備のため、助成金等の生産性向上支援の拡充、各種減税による実質賃金の上昇、賃上げ税制や補助金等の賃上げ企業への優遇とともに、価格転嫁に向け実効性のある取組となるよう、一層の強化を強く求める。

別紙1

岡山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
岡山県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 932円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和5年10月1日

別紙2

岡山県の生活保護費と最低賃金について

(令和3年度データに基づく比較)

1 最低賃金

- (1) 件 名 岡山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額892円
- (3) 発 効 日 令和4年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和3年度
- (3) 生活保護（令和3年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の岡山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（99,239円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和4年10月1日発効の岡山県最低賃金の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると岡山県最低賃金が生活保護費を下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$892 \text{円 (岡山県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.816 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} = 126,504 \text{円}$$

※令和5年7月12日に開催された中央最低賃金審議会第2回小委員会の資料中、別添グラフに示された比率。